

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務仕様書（案）

第1 委託業務名

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務

第2 履行期間

2028年（令和10年）4月1日から2031年（令和13年）3月31日まで

第3 履行場所

- (1) 選別施設 : ●●株式会社●●工場（広島県福山市●●町●●番●●号）
(2) 再商品化施設 : ●●株式会社●●工場（●●県●●市●●町●●番●●号）

第4 用語の定義

この契約における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
プラスチック資源循環法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
指定法人	容器包装リサイクル法第21条に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）
プラスチックごみ	発注者が定める分別の基準に基づき排出され、収集運搬されたペットボトルを含むプラスチック使用製品廃棄物（福山市内から排出された一般廃棄物に限る。）
プラスチック使用製品廃棄物	プラスチック資源循環法第2条第3項に定めるプラスチック使用製品廃棄物（発注者が定める分別の基準に適合するものに限り、プラスチック容器包装廃棄物及びペットボトルを含む。）
プラスチック容器包装廃棄物	容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうち原材料が主としてプラスチックであるもの（発注者が定める分別の基準に適合するものに限り、ペットボトルを除く。）
ペットボトル	主としてプラスチック製の容器であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物（指定法人が別に定める分別基準に適合するものに限る。）
再商品化対象物	選別施設に搬入されたプラスチックごみから、ペットボトルと異物を除去した物
異物	選別施設に搬入されたプラスチックごみに混入した、発注者が定める分別の基準に適合しない物
認定再商品化計画	プラスチック資源循環法第33条第1項に基づき発注者が作成し、第33条第3項に基づき経済産業大臣及び環境大臣（以下「主務大臣」という。）が認定した再商品化の実施に関する計画
直営車両	廃棄物処理法に基づき、発注者自らが、プラスチックごみの収集運搬を行う車両
委託車両	廃棄物処理法に基づき、発注者からの委託を受け、プラスチックごみの収集運搬を行う車両
搬入量	直営車両及び委託車両による施設への搬入量

第5 予定数量

予定の数量は、次のとおりとする。なお、実際の数量は、排出等の状況により変動するため、必ずしもこの数量を保証するものではない。また、再商品化計画の作成又は変更において、予定数量を算出し直す必要が生じた場合は、これを反映する。

(1) 選別業務（搬入量）

4, 900 トン/年

(内訳) ①ペットボトル	900 トン/年
②プラスチック容器包装廃棄物	2, 800 トン/年
③上記以外のプラスチック使用製品廃棄物	500 トン/年
④混入した異物	700 トン/年

(2) 再商品化業務（再商品化対象物の量）

3, 300 トン/年

(内訳) ①プラスチック容器包装廃棄物	2, 800 トン/年
②上記以外のプラスチック使用製品廃棄物	500 トン/年

※指定法人と締結する認定再商品化計画における再商品化費用支払いに関する契約書に基づき、再商品化対象物の品質調査を実施しプラスチック容器包装廃棄物、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物及び異物の比率が変更された場合、本契約における予定数量も変更し適用する。

第6 分別の基準

発注者は、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月環境省）」に掲げられた分別収集物を基本として、市民にとってのわかりやすさを考慮したうえで、プラスチックごみに係る分別の基準を定めるものとする。

なお、ペットボトルは、別袋に入れて、他のプラスチックごみと併せて同じ車両で収集することを想定している。

第7 業務内容

発注者が全市域で分別収集を行う「プラスチックごみ」について、適切に受け入れて保管するとともに、選別・圧縮梱包のうえ、認定再商品化計画に基づき再商品化を行うこと。なお、本業務には、業務を履行するために必要となる施設間の運搬を含むものとする。

また、分別の啓発や環境教育等に資するため、選別施設及び再商品化施設の見学対応を行うこと。

1 選別業務

(1) 受入れ

直営車両及び委託車両（いずれも2～10トン積載の塵芥車又はダンプ車）により搬入されるプラスチックごみを、次のア～エを遵守して受け入れること。

ア 受注者が使用権原を有する福山市内の選別施設において受け入れること

イ 搬入車両が集中した場合でも、円滑なごみの搬入と安全の確保ができるよう計画し、それを徹底すること

ウ 発注者から提供されるデータ等により、搬入車両が、直営車両又は委託車両であることを確認すること

エ 搬入車両の計量は、10キログラム単位とし、荷降ろし前と荷降ろし後の2回実施すること

オ 計量後、搬入日時、搬入者の種別・名称、地区名、搬入車両の車番、総重量、風袋重量、総重量から風袋重量を減じた正味重量を記した計量票を搬入者に交付すること

(2) 保管

受け入れたプラスチックごみを、次のア・イを遵守して保管すること。

ア 計量後は、他の廃棄物との混合を避けるため、専用ヤード又はピットで保管すること

イ 廃棄物の保管や移動に伴う飛散、流出、地下浸透、悪臭発散又は害虫発生等が生じないものとする

(3) 破袋・選別

破袋機により袋を破袋し、人手、磁力選別機等により混入した紙類や金属類などの異物を取り除き、「ペットボトル」と「再商品化対象物」に選別すること。

なお、発注者は、選別精度に係る調査を行い、選別精度が十分でないとは判断した場合は、再選別を指示することができる。

(4) 圧縮梱包

選別したペットボトルについては、発注者に帰属するものとし、受注者は、指定法人が定める分別基準及び別表1に掲げる品質基準を満たす圧縮梱包品となるよう圧縮梱包を行ったうえで適切に保管し、発注者が指定する事業者に引き渡すこと。引渡しに当たっては、当該事業者と協力して作業を行うとともに、その重量を計量すること。

再商品化対象物について、保管や運搬のために圧縮梱包を行う場合は、荷崩れがなく、廃棄物の保管や運搬に伴う飛散、流出、地下浸透、悪臭発散又は害虫発生等が生じないものとする。

なお、ペットボトルと再商品化対象物のいずれにおいても、敷地から搬出する際は、次のア・イを遵守して計量すること。

ア 搬出車両の計量は、10キログラム単位とし、積込み前後の2回実施すること

イ 計量後、搬出日時、搬出者の種別・名称、搬出車両の車番、総重量、風袋重量、総重量から風袋重量を減じた正味重量を記した計量票を搬出者に交付すること

(5) 品質調査（組成調査）

再商品化対象物について、毎年度4月から9月まで（最終年度においては、4月から6月まで）の期間において1回、品質調査（組成調査）を行うこと。調査は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」（以下「認定申請の手引き」という。）に基づき、次の手順で実施すること。

① サンプル（60～80 kg程度）を床に広げ、ペットボトル、プラスチック容器包装廃棄物、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物及び異物を選別し、それぞれ重量を計測する。

② ペットボトル、プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の合計重量から、それぞれの比率を算出する。

なお、調査に当たり、発注者及び指定法人と日程調整のうえ実施し、調査対象物の保管状況から調査結果までを写真で撮影して記録すること。

また、調査結果については、速やかに発注者に報告を行うこと。

(6) 適正処分

取り除いた異物については発注者の指定する種別ごとにそれぞれ保管し、発注者の指定

するごみ処理施設に搬入すること。

なお、ごみ処理施設への搬入及び運搬に当たり、飛散・流出等を防止する措置を講じること。

(7) 計量データの提出

搬入物の受入日は毎日、電子メールにより、発注者の既存の廃棄物計量システムに適したフォーマットで、計量データを提出すること。

なお、発注者から搬入車両の登録に関するデータを受領した際は、提出する計量データへ速やかに反映すること。

(8) 業務月報及び業務年報の作成

別表2に掲げる事項を記載した「業務月報」及び「業務年報」を作成すること。

2 再商品化業務

(1) 再商品化

選別した再商品化対象物について、認定申請の手引き及び認定再商品化計画等に基づき、次の事項を遵守して、再商品化を行うこと。なお、再商品化により得られた物（以下「再商品化製品」という。）及び再商品化の過程で生じた残渣等は、受注者に帰属するものとする。

①収率（再商品化対象物の量から再商品化された量の割合）について、認定再商品化計画別紙2-2「物質収支 総括表」に掲げる収率を確保すること。月の平均収率が基準値を満たさない場合は、基準が満たされなかった要因の詳細について速やかに報告すること。

②再商品化製品について、その種類ごとに定められた、別表3及び認定再商品化計画別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」に掲げる品質基準を確保すること。

(2) 品質調査

基準確保に当たっては、認定再商品化計画別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」に記載の頻度、手法等により、分析・測定を行うこと。

月の平均品質が基準値を満たさない場合は、基準が満たされなかった要因の詳細について速やかに報告すること。

また、発注者が別に行う第三者機関による品質検査について協力すること。

(3) 操業管理

操業にあたっては、次のア～エに留意し、認定再商品化計画別紙2「再商品化工程及び物質収支」に基づき操業管理すること。

ア 物質収支の管理において、発注者からの引取量、再生処理された数量、再商品化製品として販売された数量及び再商品化施設から外部に排出される産業廃棄物として処理された量の把握は、実測値を管理すること

イ 施設稼働時間の管理においては、設備を制御している電子的な記録や、稼働時間計等により管理すること

ウ 同一の施設で、発注者のプラスチックごみ以外のものを処理する場合は、再商品化工程へ投入する日時等を分けるなど、処理対象物が混ざらないように処理・管理することにより、本業務における再商品化対象物の収率、品質等を把握すること

エ 材料リサイクルを行う場合は、再商品化製品についてロットごとの管理を行うとともに再商品化製品の包装に「再商品化製品であること、製造年月日、再商品化事業者

名、工場名、製造ロット」等を表示し、製品と販売が結びつくロット管理を行うこと。

(4) 再商品化製品の販売

受注者は、再商品化対象物について、原則として引取後3ヶ月以内に、認定再商品化計画に基づき再商品化を行い、再商品化製品利用事業者へ販売を行うこと。

また、受注者は、再商品化製品の利用状況について、再商品化製品利用事業者への現地確認等を実施するとともに、写真等を添付のうえ発注者へ報告すること。発注者が再商品化製品の利用状況について現地確認を行う場合は、これに協力すること。

(5) 生産管理書類の作成・報告

別表4に掲げる事項を記載した「生産管理日報」、「生産管理月報」、「半期報告」及び「生産管理年報」を作成すること。また、翌月20日までに、発注者が確認・承認を行えるよう、受注者は、再商品化オンラインシステムに「月次総括表」（国の様式に沿ったもの）を登録すること。

なお、半期報告とあわせて、再商品化製品利用事業者から発注者へ直接、「再商品化製品利用証明書」（国の参考様式に沿ったもの）を提出するよう調整すること。

第8 搬入物の受入日及び時間

(1) 搬入物の受入日は、原則として、次の日を除く日とする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 祝日（国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日。振替休日を含む。）

ウ 年末年始（12月29日から1月3日）

(2) 前項の規定にかかわらず、次のプラスチックごみの収集日は、受入れを行うものとする。

ア 一部の祝日（年間8日間程度、毎年度異なり、別途定める。）

イ 年末（12月29日から12月31日に1～3日間程度、毎年度異なり、別途定める。）

(3) 搬入物の受入時間は、原則として、8時45分から16時45分までとする。

ただし、臨時の措置として時間延長が必要な場合においては、発注者が別途指示する。

第9 見学対応

選別施設と再商品化施設についての見学希望があった場合は、対応するよう努めること。

見学対応を行う際は、工程についてパンフレットを利用するなど、適切な説明及び案内を実施すること。また、対応は複数名で実施し、ヘルメット等を貸与するなど、見学者の安全確保に努めること。

第10 履行報告

受注者は、「業務月報」及び「生産管理月報」並びに当月分の「業務委託完了通知書」について、翌月5日（該当日が閉庁日の場合は次の開庁日）までに発注者へ提出すること。さらに、毎年度9月分及び3月分については、あわせて「半期報告」を提出すること。加えて、毎年度3月分については、あわせて「業務年報」及び「生産管理年報」を提出すること。

また、受注者は、再商品化製品に係る受領書、引取り伝票について、発注者へ毎月報告すること。

その他、再商品化計画に基づく再商品化の実施にあたり認定市区町村へ報告が必要とされる書類、報告事項等について、適宜提出すること。

第 1 1 実施状況の確認

受注者は、発注者が少なくとも1年に1回以上、実地により行う業務の実施状況に係る現地確認に協力すること。

なお、国が、発注者又は受注者に対し、再商品化の実施状況に関する報告徴収や立入検査を行う場合は、誠実に対応するとともに、国又は発注者からの指示があった場合は、業務改善報告書を作成し、提出すること。

第 1 2 業務委託料の支払い

業務委託料は月ごとの区分払いとし、次の合計額とする。

(1) 選別費用

当該月における収集運搬車両による搬入量に、1トン当たりの処理単価を乗じて得た金額に、課税時点での消費税率を乗じて得た金額を加えた金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）。

(2) 再商品化費用

当該月における再商品化投入量から、別途、指定法人、発注者及び受注者が契約する「認定再商品化計画における再商品化費用支払いに関する契約書」に基づき、指定法人が費用を負担することとした量を除いた量に対し、1トン当たりの処理単価を乗じて得た金額に、課税時点での消費税率を乗じて得た金額を加えた金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）。

第 1 3 経理的基礎に関する管理

受注者は、毎年、発注者が受注者の経理的基礎に関する要件を満たしていることを確認できるよう、次の書類を提出すること。

- (1) 提出期限の属する事業年度の直前3年の財務諸表（「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）
- (2) 納税証明書（写しでも可。直前3年間において、国に納付すべき法人税の滞納がないことを証明したもの）
- (3) 上記(1)及び(2)だけでは次のア～ウまでを満たしていることが確認できない場合、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等、経理的基礎を有することが確認できる書類
 - ア 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が1割以上であること。ただし債務超過の状態でないこと。
 - イ 直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均値が零を超えること。
 - ウ 直前3年間法人税を滞納していないこと。

第 1 4 事故時等の対応

業務中に事故が発生したとき又は発生のおそれが生じたときは、直ちに適切な措置を講じ、その状況を発注者に報告するとともに原因の究明に努めること。

また、本業務に関連するトラブルや苦情等があったときは、速やかに発注者へ報告すること。

第15 業務責任者、技術管理者、業務従事者の配置等

- (1) 受注者は、この契約を適切に履行するため、業務責任者を置かなければならない。業務責任者は、関係法令及び契約書（仕様書等を含む。）を十分理解して職務を果たすとともに、業務従事者の指揮、命令、監督及び教育を行うことにより、適切な業務の履行に努めなければならない。
- (2) 受注者は、廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、廃棄物処理法第21条に規定する技術管理者を置かなければならない。技術管理者は、廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の基準（廃棄物処理法第8条の3）に係る違反が行われぬよう、他の業務従事者を監督しなければならない。
- (3) 受注者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者を置き、防火管理上必要な業務を行い、安全かつ円滑な業務の遂行に努めなければならない。
- (4) 受注者は、搬入物の量に対応して、業務が円滑にできるよう、業務従事者を配置しなければならない。

第16 提出書類

本業務の履行期間開始にあたって、受注者は、速やかに発注者に次の書類を提出し、その承認を受けるものとする。なお、変更があった場合も同様とする。

- ア 業務実施計画書
- イ 業務責任者、技術管理者及び防火管理者に係る選任通知書
- ウ 技術管理者及び防火管理者が、その資格を有することを確認できる書類の写し
- エ 委託業務に係る廃棄物運搬車両一覧、自動車検査証及び自動車保険証の写し
- オ 特定計量器検査合格証（直近のもの。契約期間中に検査合格した場合は、新たに交付されたものを提出すること。）

第17 認定再商品化計画の変更

- (1) 受注者は、次の事項に関する変更（次号に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとするときは、発注者があらかじめ主務大臣による認定再商品化計画の変更の審査及び認定を受けなければならないことに留意し、合理的根拠と時間的猶予をもって発注者に協議しなければならない。また、主務大臣による認定を受けるまで、変更（工事着工を含む。）してはならない。
 - ア 再商品化の実施方法
 - イ 再商品化対象物の運搬又は処分を行う者の名称及びその者が行う運搬又は処分の別
 - ウ 再商品化対象物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
- (2) 受注者は、次の事項に関する変更があるときは、発注者が変更の10日前までに主務大臣への届出を行わなければならないことに留意し、合理的根拠と時間的猶予をもって発注者に協議しなければならない。
 - ア 再商品化対象物の運搬又は処分を行う者の名称及びその者が行う運搬又は処分の別であって、次の①又は②に該当するもの
 - ①氏名又は名称の変更
 - ②運搬を行う者の変更であって、業務及び責任の範囲の変更を伴わないもの
 - イ 再商品化対象物の保管の用に供する施設の所在地、構造及び設備
 - ウ 再商品化対象物の運搬の用に供する施設
- (3) 受注者は、次の事項に関する変更があるときは、発注者が変更の日から30日以内に主務

大臣への届出を行わなければならないことに留意し、原則として事前に、やむを得ず事後となる場合は変更の日から5日以内に、発注者に協議しなければならない。

ア 再商品化対象物の運搬又は処分を行う者の住所及び代表者の氏名

イ 再商品化製品の利用者及び利用方法

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第3条に定められた廃棄物処理基準（以下「廃棄物処理基準」という。）に適合しない処理が行われた場合に、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置

エ 再商品化対象物の運搬又は処分を行う者が処理を行うことが困難となった場合に、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置

第18 予期することのできない特別な事情等による変更

予期することのできない特別な事情が発生し、あるいは経済情勢の激変等により業務委託料が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者とが協議のうえ、業務委託料又は業務内容を変更することができる。

第19 その他

- ① 受注者は、誠実かつ安全、確実、適正に業務を行うこと。
- ② 受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、認定再商品化計画の内容、認定申請の手引き、環境省開催「認定再商品化計画の運用に関する説明会」資料、プラスチック資源循環法、廃棄物処理基準をはじめとした廃棄物処理法その他関係法令を遵守すること。
- ③ 発注者は、業務の実施に当たり、緊急に必要と判断した場合には、受注者に対して臨機の措置を行うことを求めることができるものとする。
- ④ 受注者は、本業務に必要な諸手続を行うこと。また、これに要する経費は、受注者の負担とする。
- ⑤ 受注者は、労働安全衛生に関する諸法令を遵守するとともに、安全衛生に関する専任管理者を定めて所定の手続を行い、最善の注意による安全衛生管理を行うこと。また作業員の現場における生活環境に留意し、風紀秩序の維持に努めるとともに、材料置き場等の整頓を励行し、防火、防犯に留意すること。
- ⑥ 受注者は、使用機器のうち、自動発停・開閉装置が整備されている機器について、作業時には安全装置（施錠等）が施されていることを確認するなど、事故防止に努めること。また、作業中保安上の障害とならないよう機械器具等を使用のつど整理・整頓し、現場内及びその付近は常に清潔に保つこと。
- ⑦ 受注者は、環境関連法令等を遵守し、周辺環境への影響を低減することはもとより、福山市環境基本計画（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kankyo/146706.html>）に準じて、温室効果ガスの排出削減やごみの減量・リサイクルに積極的に取り組むなど、可能な限り環境配慮に努めること。
- ⑧ 受注者は、業務委託のため発注者又は第三者に損害を与えたときは賠償の責を負うとともに、その経過及び措置を発注者に速やかに報告すること。また受注者の使用する労務者の行為又はこれに対する第三者からの求償について、発注者は一切その責を負わないものとする。

- ⑨ 受注者は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する福山市職員対応要領 (<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/69472.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- ⑩ 本仕様書に定めのないもの又は疑義があるものについては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別表1 圧縮梱包品（ペットボトルベール）の品質基準

ア ベール状態	a 外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	b ベールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	c ベールの解体性	解体が容易であること
イ 再商品化に影響を与えるペットボトル類	a キャップ付きペットボトル	10%以下
	b 容易に分離可能なラベル付きペットボトル	10%以下
	c 中身が残っているペットボトル	1%以下
	d テープや塗料が付着したペットボトル	なし
	e 異物の入ったペットボトル	なし
ウ 夾雑異物	a 塩ビボトル	0.5%以下
	b ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
	c 材質識別マークのないボトル	1%以下
	d アルミ缶、スチール缶	なし
	e ガラスびん、陶磁器類	なし
	f 紙製容器類	なし
	g その他夾雑物	なし
エ ベールの寸法、重量（①～③のいずれか）	寸法※	重量
	①600×400×300mm	(15～20kg)
	②600×400×600mm	(30～40kg)
	③1,000×1,000×1,000mm	(180～230kg)
	※ 寸法は、プレス金型の寸法であり、実際のベールのものではない。	
オ ベールの結束材	PP又はPETバンド	

別表2 業務月報、業務年報の記載事項

業務月報、 業務年報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入量 ・ 搬入車両台数 ・ ペットボトル、再商品化対象物及び異物の搬出量（圧縮梱包品の場合は、圧縮梱包品の個数） ・ 搬入や業務内容に関するトラブルや苦情などの件数、内容、状況 ・ 見学対応を行った場合は、その状況 ・ その他、発注者と協議し、追加した項目がある場合は、その内容 <p>※ 作業日ごとに記載すること</p> <p>※ 搬入量及び搬入車両台数については、搬入者別・地区別の内訳を示すこと</p>
---------------	--

別表3 再商品化製品の品質基準

製品の種類	品質基準
材料リサイクル再商品化製品	水分：ペレット及び減容品は1%以下、フレーク及びフラフは3%以下であること。 塩素分：再商品化製品利用事業者の提示する品質規格を遵守することとし、0.3%以下であること。 主成分：再商品化製品利用事業者の提示する品質規格を遵守することとし、90%以上とする。
高炉還元剤	粒径：10mm以下 水分：3%以下 塩素分：2%以下
コークス炉化学原料	かさ密度：0.2t/m ³ 以上（製品が減容品の場合） フラフ形状：15mm以下が90%（製品がフラフの場合） 水分：3%以下
水素及び一酸化炭素を主成分とするガス	<ul style="list-style-type: none"> 水素及び一酸化炭素が50%以上であること 合成ガス中の塩化水素濃度が20ppm以下であること 合成ガスを燃料として使用する場合、排ガス中の塩化水素濃度は国の定める排出基準値以下であること
熱分解油	<ul style="list-style-type: none"> 再商品化製品利用事業者の提示する品質規格を遵守すること
その他、認定再商品化計画に記載した品質基準がある場合は、当該基準	

別表4 生産管理日報、生産管理月報及び生産管理年報の記載事項

生産管理日報	<ul style="list-style-type: none"> 物質収支（再商品化対象物の引取量、再商品化投入量、仕掛品の発生量、再商品化製品製造量・販売量等） 各工程で発生した仕掛品の量 廃棄物及び有価物の発生量、搬出量、保管量 再商品化製品の品質測定値 設備の稼働時間 設備の補修状況
生産管理月報	<ul style="list-style-type: none"> 再商品化対象物の引取量、再商品化投入量、在庫量 仕掛品の発生量、使用量、在庫量（品目及び形態別） 製品の製造量、販売量、在庫量（品目及び形態別） 廃棄物の発生量、搬出量、保管量（種類ごと） 有価物の発生量、搬出量、保管量（種類ごと） 製品の収率及び廃棄物の発生率 製品の品質測定結果 稼働時間 他材料の使用量 <p>（次の項目は、選別施設と再商品化施設の両方を対象とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 投入している資源（電力、軽油等、水、消耗品）及び水質データなどの環境負荷データ

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備概況内容（設備故障、修繕、改造、運転トラブル及び予定外運転停止等） ・ 保安・安全概況（保安事故及び人身事故等） ・ 施設の稼働予定
	<p>（再商品化製品を自社又は密接に関係する事業者が利用した場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品目別の再商品化製品の受入量 ・ 品目別の再商品化製品の利用工程、利用工程への投入量 ・ 品目別の再商品化製品在庫量 ・ 再商品化製品利用製品製造量、販売量、在庫量（利用製品別） ・ 販売済み製品在庫量（伝票上販売したが、製品を工場内に保管している場合）
半期報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理報告（マニフェスト履歴） ・ 廃プラスチック類の処理方法等
生産管理年報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該一年間に搬入した種類ごとの重量 <ul style="list-style-type: none"> ① ペットボトル ② プラスチック容器包装廃棄物 ③ ①②以外のプラスチック使用製品廃棄物 ・ 再商品化により得られた物の種類ごとの重量、利用者及び利用方法 ・ 再商品化により得られた物の種類ごとの品質 ・ 再商品化されずに廃棄物として処理された物の種類ごとの重量及びその搬入先